

ID: 226

担当部署: 上下水道課

処分の概要	原状回復等の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第30条第2項		
例 規 番 号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(原状回復)</p> <p>第三十条 前条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 管理者は、前条第一項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日